

戦国武将の手紙

戦国の世では、武将たちの「うそ」も、武略として容認された。激しい戦闘に勝利し、「家」を守るには、相手の「うそ」や心の歪みを見破り、相互の友好を図ることが必要であった。そのため、戦国時代に入ると、意思疎通の手段として、手紙が多用されることになった。「外様」宛の手紙の場合、料紙の大きさ、封の仕方、文章表現、墨の色など、細かな工夫が施された。不要な誤解や感情の行き違いが生じれば、「家」を滅ぼす恐れがあったからである。もともと、「内々」の手紙の場合には、意思疎通を円滑にするため、そのような配慮は不要とされた。

大河ドラマの主人公、毛利元就の数多くの手紙にも、このような特色が色濃く認められる。ここに掲げた文書は、毛利元就の三男小早川隆景が、備後の有力国衆榑崎豊景に宛てた年頭の挨拶状である。この儀礼的な手紙においても、切紙に行書で書面を認めた、宛所には脇付を添え、細かく折り畳み、切封をして包紙に包むなど、丁寧な書札礼が用いられていることに気付く。これも国衆榑崎氏に対する細かな気配りの表れである。(松井輝昭)

行政文書・古文書保存管理講習会

本年度の講習会のテーマは、市町村の「歴史的公文書の保存」について認識を深めることにあつた。最初に、国立公文書館の高塩純子公文書課長に、「公文書館法と市町村」という講演をお願いした。公文書館法の趣旨の周知を図るためである。次いで、「歴史的公文書の保存と公開」という、シンポジウムを実施した。第一部では、問題提起と三本の報告を行った。

〔問題提起〕

「市町村における公文書保存の現状と課題」

県立文書館 松井輝昭

〔報告〕

「新庁舎の建設と文書保存」

千代田町 六郷 寛

「市町村の文書管理と情報公開」

県地方課 河崎宏明

「公文書のライフサイクルと文書館」

広島市公文書館 原田徳雄

第二部では、高塩公文書課長も加わり、県立文書館の安藤福平の司会で、市町村の公文書の管理と保存について討論を行った。

講習会の参加者は六八名、市町村は三〇で、



全体の三五%弱であつた。このような数字からすると、県内の市町村ではまだ、「歴史的公文書の保存」の認識が行き渡っていないように思われる。しかし、このたびのシンポジウムでは、報告者の六郷氏をはじめ、何名かの市町村の職員から有意義な提言がなされた。なお、講習会に先立って、「市町村の行政文書の管理・保存について」というアンケートを実施し、六六の市町村から回答を得ることができた。シンポジウムではこのアンケートの結果を報告し、市町村の公文書管理の現状を確認するとともに、二、三の問題点を指摘することで問題提起に替えた。

アンケートの末尾に、「公文書館法をご存知ですか」という質問をした。「研究したことがある」と答えたのは、僅かに二市町村しかなかった。「全く知らない」という市町村も一九あつた。公文書館法という法律があつても、ほとんど機能していないようである。だが、県内の四つの市町村では、文書管理規定の中で、「歴史的公文書の保存」に言及していることが分かった。他の市町村でも、公文書館法の趣旨を踏まえ、同じような条文を組み入れることを希望したい。歴史的公文書は、地域の貴重な財産である。(松井輝昭)

OA化の進展と文書保存

千代田町役場 六郷 寛

ここでは、ごく近い将来最も大きな問題となるであろうOA化の問題に絞って、課題と感じていることの一端を報告したい。

OA化によって紙が減るだろうなどと言われていた時期もあつたような気がするが、実際におこつたのは紙の氾濫であつた。手書きによる清書に膨大な時間と手間がかかつていたころには当然のこととして行われていた

「一字訂正、二字抹消」などという訂正作業が、ワープロの時代になるとかなり限定された場面で行われなくなってきた。訂正印を押すよりも打ち直した方が、はるかに美しく、わかりやすい文書ができる。その結果、少しずつ微妙に違うが、ちよつと見たときにはほとんど同一としか思えない文書が大量に生産され、それにコピーが加わって、作成者さへもどれが最新版か、すぐには判断できないという状況がしばしば起こるようになってきた。

加えて、簡単に文書が作成できるため参考資料の添付が容易になったことがある。情報量が多いこと自体は悪いことではない。しかしその結果、「なくてはこまる」資料だけでなく「あつたほうがいい」資料が多量に添付されるようになり、加速度的に文書量が増えてきつつあるのも事実である。現在を指して「情報の氾濫」と言われることがあるが、新しい「情報」が爆発的に増えているとは必ずしも思わない。急激に増えているのは、すでにある情報の引用部分ではなからうか。

両者あいまって行政文書は近年増加の一途をたどっている。このまま進めば、よほど大きな書庫を作り中間庫も完備させていかなければ、文書の洪水に押し流されて、最後には

かなり荒っぽい廃棄を行わざるを得なくなり、気がついたら行政文書は断片的にしか残っていないかった、という事態に立ち至りかねないのではないか。

ところが、その行政文書のほとんどはワープロやパソコン、つまりはOA機器によって作成されるようになってきている。電子情報によれば大量の文章の保存・管理は紙で保存している現在とは比較にならないほど容易になる。もはや時代遅れの記録媒体となりつつあるフロッピーディスクで保存する場合さえも、私の職場を例にとれば、ロッカー一つのスペースがあれば当分の間保管場所の心配は不要だろう。保存管理の効率は飛躍的に向上するのである。ワープロで作成した文書を紙に印字し、決裁を受けてファイルにとじ、書庫に納めてその保管場所に四苦八苦している現状は、実は大変ムダなことをしているようにも思えるのである。

しかしながら、その時間問題となるのが「原本」性の保証、つまりセキュリティ対策およびバックアップの問題と思う。保存管理が容易であるという特質は、容易に副本の作成ができることをも意味している。ましてやネットワークにつないだ場合、たとえそれが小規

模なLANであっても、セキュリティの重要性は飛躍的に増大する。

考えなければならぬ問題は種々あろうが、情報の管理、さらには「資料の廃棄」も重大な課題となってくるのではないだろうか。行政文書には保存年限が決められている。必要な資料については保存年限を越えて、歴史資料として保存すべきなのは当然であるが、本来廃棄すべきはずの情報が廃棄されないため情報が無限定に蓄積され、管理が十分行き渡らないという事態は、あってはならないことの一つに思える。

紙がほとんど唯一の記録媒体であった時代には、資料の保存というとき資料の消滅をまず問題とせざるを得なかった。電子情報の時代に入ろうとしている今、資料の氾濫もまた危惧すべき問題点の一つとして浮上しているように思えるのである。「資料の保存」とは「残す」ことには間違いないが、無秩序に積み上げておくことを意味しているわけではないだろう。重要なのは情報を、後世を見越した明確な方針のもとに、しっかりと管理し、伝えていくことではないだろうか。

古文書の破損を防ぐために

文書館では、古文書や歴史的な行政文書を保存し、利用していただくため、整理の作業を進めている。

古文書に用いられた和紙は、植物性の長い繊維どうしだけが絡み合っているため本来は耐久性が強いことで知られる。しかし、整理の作業中、破損・汚損古文書が意外と多いことに気づく。その原因には、(1)劣悪な保存環境によるものと、(2)粗雑な取扱いによるものがある。

(1)はたとえば、濡らしたり高温多湿な場所に放置したため霉が生じたり、虫干しや防虫剤を入れるのを怠ったため、フルホンシバムシなどの虫が古文書に孔をあけて読めなくなる例である。破損が進めば、紙が密着して文書が開けなくなったり、朽ちてしまう場



写真1



写真2

合もある。変色の原因となる直射日光、熱や塵も禁物である。

(2)は言い換えれば人為的破損

である。古文書を利用する場合は、入っていた袋や包、括り、箱などを元に戻すのはもちろんであるが、取扱いは一時的な措置ではなく、必ず長期的な保存を考慮に入れる必要がある。写真1は金属製のクリップでファイルしたため錆の痕跡が文書の上に残り、除去できなくなった例である。ホッチキスも同様である。セロハンテープで補修したり化学性の粘着剤を用いた付箋を使用して、粘着剤が古文書に付着したままとったり、変色したのものもある。写真2はビニール紐で強く括ったため古文書が変形した例である。段ボール箱などに無理な姿勢で収納しても同様な被害が現れる。

古文書を複写機に押し当ててコピーするのも考え物である。強い光と熱が一気に紙面に

当たるところである。大切に取扱われてきた古文書と、複写を繰り返したと思われる古文書を、県立食品工業技術センターの平田健主任研究員の協力を得て高倍率顕微鏡で比較してみた。前者(写真3)に比べて後者(写真4)は繊維が毛羽立ち、浮き上がっていることがわかる。さらに拡大すれば、和紙の繊維が切断されている様子が観察できる。

先祖が作成し、受継いできた文化遺産である古文書を不注意や、粗雑な取扱いで破損させることのないように配慮したいものである。

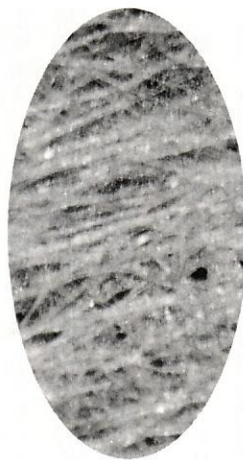


写真3



写真4

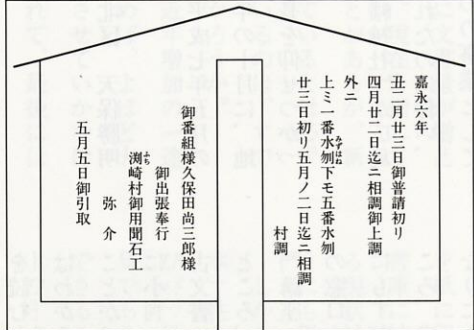
(西村 晃)

〈古文書への招待〉

普請場の高札と年代記

数年前、山県郡加計町坪野の拙宅の土蔵から、江戸時代末期に普請場に立てたと思われる高札が出てきた。表は現場での喧嘩口論を禁じ、遅滞を戒める注意書きだが、裏面にも墨書があつて、嘉永六（一八五三）年の年号や工期、奉行と石工の名などが見える。当時、工事に携わったわが先祖が、思いついて粗板のまま書き付けておいたとみえて、滲んで読みづらいがなんとか別記のように筆写してみた。

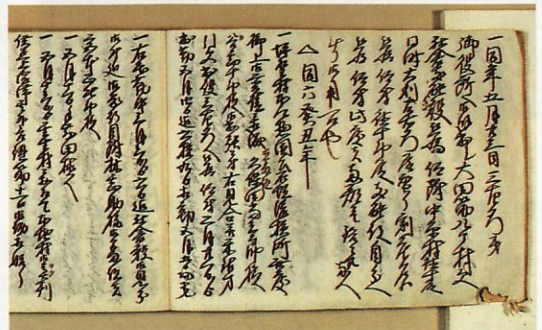
高札には地名がないので、旧山県郡坪野村



の記録から、嘉永五（一八五二）年に起こった太田川の大水害の復旧工事であろうと推定したが、確証がなかった。そこへ最近思いがけず、この工事の経緯に触れた記事が他村の古文書の中に見つかったのである。同郡加計村香草（現加計町香草）の井上（上野屋）家所蔵の「嘉永始続年代記」がそれで、別記したように、所は坪野村本郷で間違いない、現場は「惣囲ひ石垣流損所」と呼ばれている。これは藩から奉行が出張しと指揮・監督する大がかりな「御普請」であるため、上野屋の当主が藩から命じられて出役、高札通りの工期を六九日間詰めたこと、工費節減につとめて褒美に銀二〇目を貰ったことなどが誌されている。

当時「川除け」と呼ばれた治水工事だが、高札の裏書きによれば別に水制工である「水刴」が築かれており、それは少なくとも一番から五番まであったことがわかる。こちらは「村調」とあって年代記には見えない

の記録から、嘉永五（一八五二）年に起こった太田川の大水害の復旧工事であろうと推定したが、確証がなかった。そこへ最近思いがけず、この工事の経緯に触れた記事が他村の古文書の中に見つかったのである。同郡加計村香草（現加計町香草）の井上（上野屋）家所蔵の「嘉永始続年代記」がそれで、別記したように、所は坪野村本郷で間違いない、現場は「惣囲ひ石垣流損所」と呼ばれている。これは藩から奉行が出張しと指揮・監督する大がかりな「御普請」であるため、上野屋の当主が藩から命じられて出役、高札通りの工期を六九日間詰めたこと、工費節減につとめて褒美に銀二〇目を貰ったことなどが誌されている。



（前略）
 △同六癸丑年
 坪野村本郷惣囲ひ石垣流損所、此度御上御普請ニ相成、御番組 久保田尚三郎様 同谷勘十郎様御出張ニ付、右見合井米銀方引受出役三左衛門へ被為仰付、
 二月廿一日
 出動 五月四日迄六拾九日相動 五月五日帰宅、
 （後略）

が、所が坪野本郷ということであれば、実は今も巨大な水刴が二基現存しているのである。うち古い方は、私の祖母からの言伝えによれば幕末まで遡ることは確実で、先端に大石を据え、それに石の楔六本を打ち込んで背後の石組みを支えた構造は、高札にある藩の「御用聞石工」の技術によつたものと考えてよからう。古文書と出会つたことによつて、高札の場所について疑いを入れる余地はなくなった。ちなみに、水刴は今でも現役で立派に坪野を守っている。（文書調査員 西藤義邦）

〈閲覧室から〉

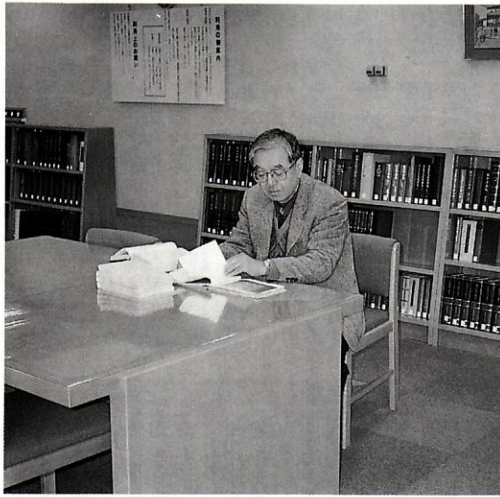
古文書との出会い

広島市安佐北区 天保勝明

私が古文書と出会ったのは平成七年五月のことでした。それは、私が前年の十月に、地元「西八幡神社」の氏子総代長を仰せつかったことに遠因があります。

実は平成六年、この「西八幡神社」が広島市の重要有形文化財に指定されたのに伴い、この榮譽を長く記念するための事業として「記念碑」の建立や「桜の植樹」などを実施しましたが、そのなかの一つに『神社誌』を発刊しようという話が持ち上がりました。そして、その執筆・編集の役目を私が背負うこととなったのです。そこで、早速、史料収集に取り掛かったのですが、何しろお宮には棟札しか残っておらず、何処にどんな史料があるのか、さっぱり検討もつかないまま、まるで雲を掴むような状態での史料収集を開始したのです。その結果、平成七年五月中旬から県立文書館に三一回も通うこととなり、そこで最初に出会った古文書が正徳五（一七一五）年「高宮郡かるが村寺社畝高御改調帳」でした。ところが残念ながら、私には古文書

を読む力がありませんでした。ところどころはわかるのですが、全体の文書を正確に読むことができず、腹立たしい思いで、まさに「猫に小判」の有様でした。このような状態では、古文書による史料収集は無理かと思っていたところ、ちょうど、六月から「古文書解読入門講座」が開催されるというチラシが文書館の窓口カウンターに置いてあったのです。藁にもすがる気持ちで直ちに申し込みをしたところ、幸いにも受講することができ、曲がりなりにも読むことができるようになりました。そして、昨年十一月末、ようやく『西八幡神社誌』をなんとか発刊するところまで漕ぎ



着けたのです。

現在も古文書解読中級講座を引き続き受講中ですが、いまだに難しく、すらすらと読むことはできません。しかし、せっかく神社のご縁で巡り合った古文書です。この機会に是非とも一応の理解力や知識をつけ、郷土史の掘り起こしに役立てたいと、頑張っているこの頃です。

〈他館紹介③〉

秋田県公文書館

秋田県公文書館は、平成五年十一月にオープンしたばかりの最新館で、ハード面だけでなく、公文書の移管システムの面でも先進的で、見習うべき点が多い。

図書館との複合館として、県庁や市役所のある山王地区に立地している。施設の総延べ床面積は一万二四四五・七㎡、公文書館専用面積は二〇三八・七㎡、うち書庫面積は一四六九㎡である。

収蔵資料は、公文書についてみると、明治期七三一冊、大正期二七三八冊、昭和戦前期二一三五冊、計一万二一八四冊がすべて整

理済みで、そのうち一万〇二六八冊が公開されている。古文書は県立図書館から移管されたものを中心に簿冊二万点など約五万点が閲覧可能になっている。公文書・古文書ともすばらしい充実ぶりで、開館間もない時点これだけの財産（資料）で営業できることは、関係者の尽力に敬意を表するとともに、戦前の県庁文書がほとんどない広島県から見れば羨ましい限りである。

秋田県では、保存期間の経過した文書（長期保存文書は一〇年経過時点）は、すべて公文書館に引き継がれ、いったん公文書館に



受け入れたのち選別することになっている。そのため戦後の公文書は、一〇万冊を越えており（このうち七年度の引継数量は本庁分三七七六冊、地方機関分七〇九九冊）、書庫はすでに満杯に近い。これらの戦後公文書については、永久保存価値を有する文書を選別・整理し、原課と協議の上、可能なものは公開利用に供することになっている。（安藤福平）

中国・四国地区文書館等職員連絡会議

平成八年六月現在で、全国の都道府県立文書館およびその類似施設は二六館ありますが、どの館でも、文書館の普及啓発・利用促進については苦勞の多いところだ。

当館では、昨年十一月三日と四日、中国・四国地区の各県および政令都市（広島市）の文書館等職員による連絡会議を開催しました。この会議は、平成三年度に発足し、各県および広島市の（公）文書館が毎年持ち回りで開いているもので、各県での文書館業務の問題点やこれから文書館の建設を進めていこうとする県での取り組みなどについて率直に意見交換しています。今年度の会議では、とくに県



庁における文書の管理と文書館への公文書移管の問題点を中心に活発な討議を行いました。

図書館や博物館に比べ、文書

館という施設は、一般にはまだ十分に知られていません。歴史資料として重要な公文書や県内各地の古文書を収集・保存・整理し、それらを公開利用に供するという文書館の役割を、広く県民の方々に理解していただくためにも、こうした他県・市との意見交換を通じて、日常業務の点検を行うことが必要だと考えています。（西向宏介）

〔訂正〕

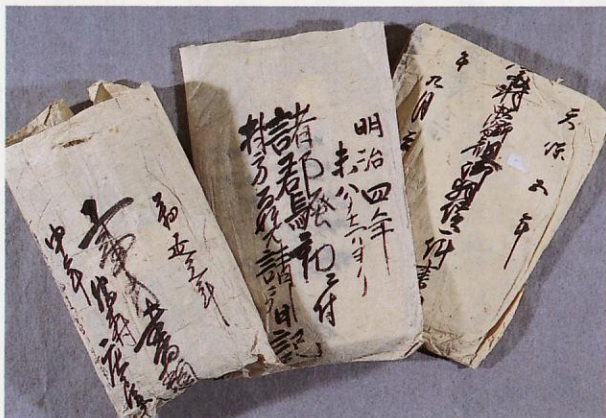
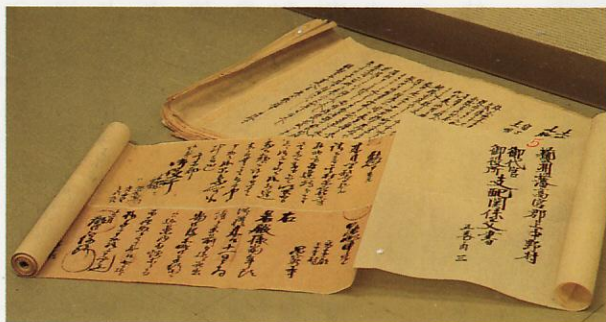
前回の文書館だより第八号のうち、「平成七年度収集のおもな古文書」の中で、吉原家住宅を広島県重要文化財と紹介しましたが、同住宅は平成三年五月に国の重要文化財に指定されています。お詫びして訂正します。

収蔵文書目録第四集の刊行

今年度に刊行する収蔵文書目録第四集には、高宮郡上中野村・永井家文書目録と同郡勝木村・重川家文書目録を収録した。

永井家・重川家ともに、藩政期に庄屋を勤め、明治初期には少長や用係などの公職に就くことによって残された文書群である。上中野村と勝木村は地域的にも同じ郡内で比較的近く（両村とも現在の広島市安佐北区可部町）、残存する文書の年代も幕末から明治期が中心であり、この二つの家文書には共通する点が多い。

ただ、当然ながら残された文書の性格はそれぞれ異なっている。たとえば、上中野村が藩の蔵入地（直轄地）であったのに対し、勝木村は給知（知行地）村であり、このため重川家文書には給庄屋関係の文書が多く含まれている。



永井家文書(上)・重川家文書(下)

両家の文書とも文書館が受け入れる以前にすでに整理の手が入っていたが、特に永井家文書は戦前に整理が行われ、多くの文書が台紙に貼られたり、軸のない卷子に仕立てられたりするなど、形状的にも特徴がある。

従来、この二家の文書は一部が紙焼き写真となっていて当館でこれを閲覧提供してきたが（複製資料目録第一集に掲載）、今回の目録刊行によって全体を閲覧利用することが可能になった。
(長沢 洋)

利用案内

- 開館時間
 - ※月～金曜日 9時～17時
 - ※土曜日 9時～12時
 - 休館日
 - ※日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ※年末年始（12月28日～1月4日）
 - ※交通 J R広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町經由宇品行き）いずれも、広電本社前下車徒歩7分
 - 広島県情報プラザ2F

【表紙文書解説文】

新春之御慶珍
重二候、猶以不_レ可有_二
尽_レ期際限_一候、仍太刀
一腰青銅百正令_二進
入_一候、寔表_二御吉事_一計候、
猶期_二永日_一候、恐々謹言、
正月四日 隆景（花押）
猶崎三河守殿
御宿所

広島県立文書館だより 第9号

平成九年（一九九七年）三月二十五日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七―四七
電話 082-2445-8444
印刷 広島印刷株式会社